



# 青森県報

第二千二百六号

平成十五年七月三十日(水曜日)

各健康福祉こどもセンター

## 目次

青森県麻薬取締員証規程……………(薬務衛生課) ……一

## 告示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……三

生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……三

結核予防法による医療機関の指定……………(健康医療課) ……三

保安林の指定解除予定……………(林政課) ……三

土地収用法による事業の認定……………(監理課) ……四

## 公告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営振興課) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……六

## 訓令

青森県訓令甲第四十二号

庁 中 一 般

青森県麻薬取締員証規程を次のように定める。

平成十五年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県麻薬取締員証規程

青森県麻薬司法警察手帳規程(昭和二十八年八月青森県訓令甲第五十号)の全部を改正する。

### (趣旨)

第一条 この規程は、麻薬取締員に貸与する麻薬取締員証に関し必要な事項を定めるものとする。

### (麻薬取締員証の制式)

第二条 麻薬取締員証の制式は、別記のとおりとする。

### (身分証及び記章の提示)

第三条 麻薬取締員は、職務の執行に当たり、司法警察員としての職務を行う者であることを示す必要があるときは、身分証及び記章を提示しなければならない。

### (麻薬取締員証の携帯)

第四条 麻薬取締員は、麻薬取締員証の取扱いを慎重にし、所属長が指定した場合を除き、常にこれを携帯しなければならない。

2 麻薬取締員は、麻薬取締員証が紛失することのないように特に留意しなければならない。

3 麻薬取締員は、麻薬取締員証を他人に貸与又は譲渡してはならない。

(届出)

第五条 麻薬取締員は、麻薬取締員証を紛失し、又は損傷し、若しくは汚損したときは、直ちに知事に届け出なければならない。

(返納)

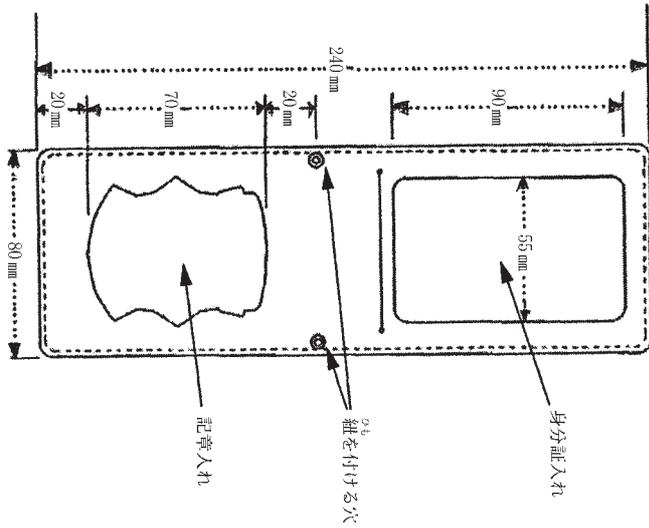
第六条 麻薬取締員は、麻薬取締員を免ぜられたときは、直ちに麻薬取締員証を知事に返納しなければならない。

附則

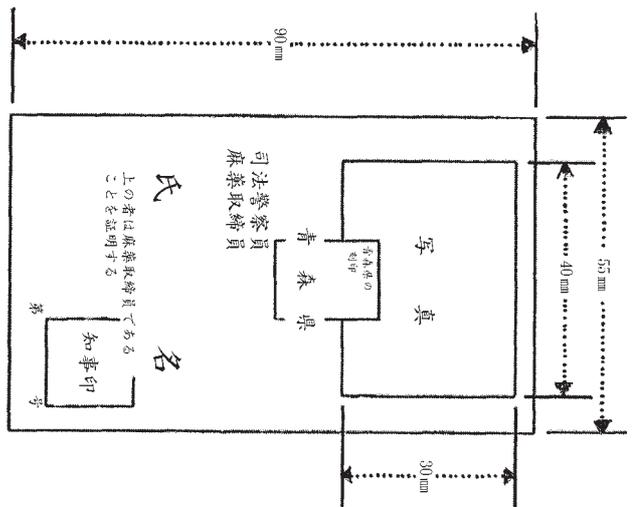
この訓令は、平成十五年十月一日から施行する。

別記(第二条関係)

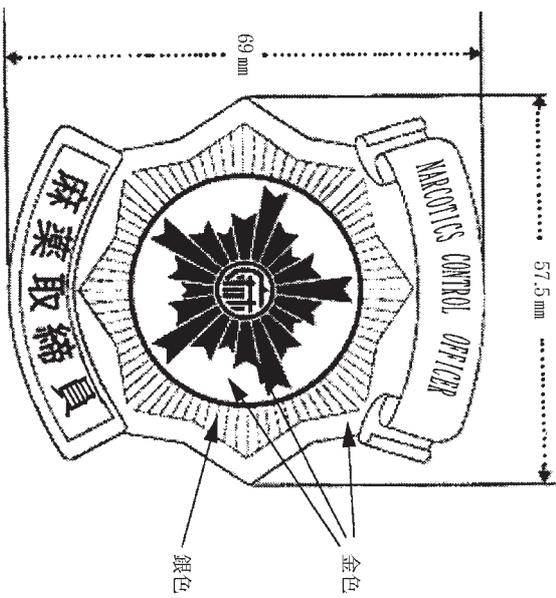
本体



身分証



記章



備考

- 1 本体は、黒色革製二つ折りとし、紐ヒモを付ける穴を設けること。
- 2 身分証入れは、無色透明のプラスチック製とし、身分証に表示された事項を外側から確認できるものとする。
- 3 身分証には、脱帽上半身正面の写真を印刷し、又は張り付け、氏名を記し、県名を刻印し、及び知事印を押すこと。
- 4 記章は、金属製とし、「麻薬取締員」及び「NARCOTICS CONTROL OFFICER」の文字を黒色、その他の部分を金色又は銀色で表示すること。

告 示

青森県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
花園薬局 すかい薬局	青森市花園二丁目四三の二五 青森市花園二丁目四四の一〇サンシティ花園 一〇三号室	平成二五・六・三〇 "

青森県告示第四百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
アップル調剤薬局	青森市古川二丁目八の八	平成二五・六・一五
花園薬局	青森市花園二丁目四三の二五	二五・七・一
すかい薬局	青森市花園二丁目四三の一五	"
おおわに中央クリニック	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原九二の一三	"
いわぶち矯正歯科クリニック	八戸市白銀三丁目一四の七	二五・七・一七

青森県告示第四百九十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
おおわに中央クリニック	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原九二の一三	平成二五・七・二

青森県告示第四百九十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所  
青森市大字駒込字南駒込山一の一・大字横内字前岳一の一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

百石町

二 事業の種類

「大山将棋資料記念館」建設事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県上北郡百石町字下前田地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

日本の文化である将棋を通じて地域交流・青少年育成などを図り、将棋に関する資料の展示室を備えた「大山将棋資料記念館」は、法第三条第三十二号の「国

又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、事業遂行について既に財源措置を講じていることから、充分な意思と能力を有していると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

起業者は、「将棋の町」としての貴重な文化財を適切に保存・管理し、展示する施設として、また、将棋の普及奨励を目指し、文化芸術の充実及び観光の振興を図るため「大山将棋資料記念館」を設置しようとしているものであり、本件事業の施行により得られる利益は存すると認められる。

一方、本件事業の施行により失われる利益は、工事期間中の騒音、振動等起因する周辺環境への影響が考えられるが、本件事業による地域住民の利用上の利便性を考慮すると、一時的な影響は存するものそれにも増した利便性がえられること、隣接に図書館、生涯学習施設、健康福祉・地域福祉センター、福祉プラザなど町の教育・文化・福祉ゾーンが存在し、相互の利用による相乗効果が期待できること、事業計画や環境問題などに対する反対がないことから、失われる利益は小さいと考えられる。

また、候補地の選定に当たり、

イ 児童、生徒などの施設利用が容易にできること。

ロ 土地の取得が容易で、傾斜が少なく造成工事も容易なこと。

ハ 関連文化施設との有機的な連携が図られること。

を基準として総合的に比較検討がなされており、起業地は最も事業費が少なく、関連文化施設との有機的な連携が優れていると認められる。

以上のとおり本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

起業者は、本件事業の施行により「将棋の町」としての貴重な文化財を適切に保存・管理し、展示する施設として、また、日本の文化である将棋を通じて地域交流・青少年育成などを図り、将棋の普及奨励を目指し、文化芸術の充実及び観光の振興を図るため将棋に関する資料の展示室を備えた「大山将棋資料記念館」

を設置しようとしているものであり、本件事業に係る起業地の範囲は、将棋を通じてより一層の教育、文化の推奨と地域の活性化を実現するため必要な建物及び駐車場の設置に必要な範囲であると認められ、本件事業は、土地を収用する公益上の必要性が認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
百石町役場

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エルムの街ショッピングセンター
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
五所川原街づくり株式会社  
五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一
- 三 意見の概要  
代表取締役 葛西英機  
意見の概要なし
- 四 意見書の縦覧  
1 場所  
青森県商工労働部経営振興課及び五所川原市役所  
2 期間  
平成十五年七月三十日から同年八月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで  
ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
弘前城東タウンプラザ
  - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
北海道リーシングシステム株式会社  
北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一  
代表取締役社長 堀澤勝己
  - 三 意見の概要  
意見の概要なし
  - 四 意見書の縦覧  
1 場所  
青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所  
2 期間  
平成十五年七月三十日から同年八月三十日まで  
3 時間  
午前八時三十分から午後四時四十五分まで  
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ黒石店

黒石市錦町二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び黒石市役所

2 期間

平成十五年七月三十日から同年八月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ十和田店

十和田市大字相坂字白上二四八の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十五年七月三十日から同年八月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

発行所・発行人	青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
---------	-----------------------	---------	---------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭